



COMMSEED

平成17年5月23日

各 位

会 社 名 コムシード株式会社
代表者名 代表取締役社長 福島 雄二
コード番号 3739・名証セントレックス
問合せ先 経営企画室 乾 芳夫
TEL . 03 - 5217-5814

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年5月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして、新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を平成17年6月29日開催予定の株主総会に付議する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に割当てするものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 1,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
1,000 個を上限とする。
(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」とする）に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(7)に定める規定により、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を消却することができる。

この場合、当該新株予約権は無償で消却するものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上